

京急川崎駅周辺地区における空間特性分析・歩行者行動調査検討等業務委託 仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「京急川崎駅周辺地区における空間特性分析・歩行者行動調査検討等業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び、本仕様書に基づいて実施するものとする。

(業務の目的)

第2条 本業務は、京急川崎駅周辺地区において、京急川崎駅西口地区の民間再開発事業にあわせて都市基盤の再編を行うにあたり、駅前にゆとりと賑わいを生む滞留スペースを創出することなどによる「ウォークブルなまちづくり」に向けた取組を進めていくために、空間特性や歩行者行動の分析・調査・考察を行い、各場所の空間特性を的確に指標化・可視化し、課題やポテンシャルの把握・整理等を行い、今後進める歩行空間整備等の都市基盤整備計画、広場や滞留空間の配置、動線計画等の検討を的確に進めるための基礎資料を作成することを目的とする。

(調査範囲)

第3条 京急川崎駅周辺地区（別図参照）

(業務内容)

第4条 本業務の内容は、次のとおりとする。

1. 空間特性分析と可視化、現況の課題等の整理

歩行者の分布や行動特性と密接に関係し、人の認知・行動や、経路選択の基礎となる「空間の状況」、「周囲とのつながり方」の現在の状況を的確に指標化・可視化し、街路のアクセシビリティ等の評価を行う。

(1) 「駅周辺エリア」の動線ネットワークの分析

「駅周辺エリア」（駅周辺概ね80ヘクタール、別図参照）の歩行者動線を軸線で表すネットワーク図を作成し、各線分（セグメント）の特性を、周辺とのつながりの良さ（近接中心性）や途中経路としての使われやすさ（媒介中心性）のほか、駅改札などの特定地点からの近接性（認知されやすさ・行きやすさ）を数値化、可視化する。

(2) 「駅直近」の詳細な空間特性分析

「駅直近」（JR川崎駅及び京急川崎駅間概ね2ヘクタール、別図参照）の公共的空間を1m四方程度のメッシュに分割し、それぞれの場所の視覚的な広がりやアクセシビリティ（動線面での利便性・使われやすさ）などの各種指標の解析を行い、詳細な空間特性を把握する。

(3) 既存のGISデータの整理と可視化、考察

「駅周辺エリア」において、本市から提供する既存のデータ、特に建物用途（都市計画基礎調査）についてその分布状況を整理し、街路特性、歩行者動線の観点から、その分布状況について考察を行う。

(4) 実地における追加データの収集と可視化、考察

「駅周辺エリア」において、建物の出入口の位置や、詳細な業種業態など、分析において必要な情報を実地にて収集し、上記の各分析結果等と合わせて分析、考察を行う。

2. 歩行者量分布および行動の観察調査と可視化、現況の課題等の整理

京急川崎駅周辺地区の歩行者分布や行動特性について、人の分布状況の全体像の把握や、具体的な場所と対応した空間的課題の整理のため、観察調査を行い、得られるデータを可視化する。なお、本市が所有している歩行者交通量調査のデータも活用のうえ、調査の計画・実施・考察を行うこととする。

(1) 歩行者分布調査の実施

「駅周辺エリア」の 80 か所程度において歩行者通行量データを収集し、分布の全体像を示すとともに局所的な歩行者の粗密を明らかにする。全量調査ではなく、5分間カウント法によるサンプリングにより効率的な調査を行う。

(2) 歩行行動調査の実施

「駅直近」の街路空間および、通り抜けられる民間ビルの地上およびデッキ層において、追跡手法による歩行者行動の観察調査を行うことにより、歩行者の特徴的な行動（移動途中の迷いや遠回りなど）から空間構成の課題を明らかにする。200 サンプル程度を得ることを想定する。

(3) 滞留行動調査の実施

「駅直近」の街路空間および、通り抜けられる民間ビルの地上およびデッキ層において、滞留行動の発現状況（どの場所で、どの時間帯に、どんな属性の人が、どのように滞留しているのか）を観察的手法により調査する。属性別、行動別に GIS 上にデータとして整理し、考察を行う。

3. 都市基盤整備計画等の課題の整理および計画案の評価

計画中の都市基盤整備計画、再開発計画案等に関して、上記の1. 及び2. の検討データを踏まえながら、歩行者動線や空間配置に関する課題やポテンシャル等を整理し、ウォークアブルなまちなかとしての評価を行う。評価にあたっては、以下のような論点（例示）についても整理し、次頁に記載の A~E のゾーン毎に評価を行う。なお、歩行者動線や空間配置の整理にあたっては、歩行者利便増進道路の利便増進誘導区域の候補箇所の抽出を併せて行うものとする。また、計画見直しの必要がある場合については、改善の方向性を示し、整備効果について考察する。

- ① 現況及び都市基盤整備計画等に対する JR 川崎駅と京急川崎駅間の各経路における乗換動線の利便性の可視化及び経路選択容易性の可視化。
- ② 滞留行動ニーズと、滞留空間として求められる設え
- ③ 現況及び都市基盤整備計画等に対する駅前エリアとしての歩行空間の快適性、沿道の魅

力度等の可視化

- ④ 新たな社会的要請（脱炭素・グリーンインフラやインバウンド需要に対応するサインページやプロジェクションによるサイン計画）などの設置可能性及び有用性。
- ⑤ 自動車・自転車動線と、歩行者の関係（安心感、快適性など）について など

【JR川崎駅と京急川崎駅間にあるA～Eの5つのゾーン】

Aゾーン：川崎駅北口自由通路（JR川崎駅北改札付近）

Bゾーン：タワーリパーク（建物内1階・2階及び建物外沿道部分）

Cゾーン：京急川崎駅入口交差点（立体横断施設計画検討箇所）

Dゾーン：歩行者専用道路化検討箇所（京急川崎駅中央改札付近）

Eゾーン：京急川崎駅西口地区（京急川崎駅西改札付近）

（実施計画書）

第5条 乙は、契約締結後速やかに甲と現地立会の上、十分な打合せを行い、業務着手届、委託業務代理人・技術者届、組織表、工程表並びに実施計画書を提出し、甲に承認を得なければならない。

（現場代理人及び主任技術者）

第6条 乙は、現場代理人並びに本業務の技術上の管理を統括する主任技術者を定め、川崎市長あてに届け出なければならない。

（工期）

第7条 本業務の工期は、契約締結日から令和4年3月31日までとする。

（貸与資料）

第8条 甲は、本業務の実施にあたり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとする。乙は貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

（協議報告）

第9条 乙は、委託業務の実施にあたり、常に甲と連絡をとり、甲に作業の進捗状況を報告する。協議報告は、委託期間中、適宜行うものとし、必要に応じて現場立会いを行うものとする。

（損害及び危害）

第10条 乙は、業務の実施に伴い、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。また、沿道の住民及び道路利用者から苦情等があった場合は、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を監督員に報告すること。

（疑義）

第 11 条 本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。

(秘密の保持)

第 12 条 乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

(成果品の帰属)

第 13 条 本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。

(成果品)

第 14 条 成果品は、次のとおりとする。

- (1) 報告書…………… 2 部
- (2) 電子データ (CD-R) …… 一式
- (3) その他参考資料…………… 一式

調査範囲（京急川崎駅周辺）

